

議案第93号

新座市建築基準法等関係手数料条例の一部を改正する条例

新座市建築基準法等関係手数料条例（令和2年新座市条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

別表第3（第2条関係）

長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料

名称	手数料を徴収する事務	金額
長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査（次項に規定する審査を除く。）	

別表第3（第2条関係）

長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料

名称	手数料を徴収する事務	金額
長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査（次項に規定する審査を除く。）	<p>ア 長期優良住宅建築等計画が長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が作成したものに限る。）が提出された場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>a 新築の場合 6,000円</p> <p>b 増築又は改築の場合 10,000円</p> <p>(イ) 共同住宅等 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額を、申請に係る住戸を含む一の建築物の住戸のうち同時に申請された住戸の合計数（以下この項において「申請住戸数」という。）で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）</p> <p>a 床面積の合計（申請に係る住戸を含む一の建築物の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）が500平方メートル以下のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(a) 新築の場合 13,000円</p> <p>(b) 増築又は改築の場合 21,000円</p> <p>b 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(a) 新築の場合 24,000円</p> <p>(b) 増築又は改築の場合 37,000円</p> <p>c 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,500平方メートル以下のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(a) 新築の場合 35,000円</p> <p>(b) 増築又は改築の場合 54,000円</p> <p>d 床面積の合計が2,500平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(a) 新築の場合 65,000円</p> <p>(b) 増築又は改築の場合 101,000円</p> <p>e 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(a) 新築の場合 112,000円</p> <p>(b) 増築又は改築の場合 174,000円</p> <p>f 床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以下のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(a) 新築の場合 185,000円</p>

ア 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条の2第3項に規定する確認書若しくは同条第4項の住宅性能評価書（いずれも長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合しているものに限る。）又はこれらの写しが提出された場合

ア） 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 新築の場合 8,000円

b 増築又は改築の場合 13,000円

イ） 共同住宅等 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 床面積の合計（申請に係る住戸を含む一の建築物の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）が500平方メートル以下のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

(a) 新築の場合 17,000円

(b) 増築又は改築の場合 25,000円

b 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

(a) 新築の場合 28,000円

(b) 増築又は改築の場合 42,000円

c 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,500平方メートル以下のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

(a) 新築の場合 52,000円

(b) 増築又は改築の場合 78,000円

d 床面積の合計が2,500平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

(a) 新築の場合 78,000円

(b) 増築又は改築の場合 118,000円

e 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

(a) 新築の場合 115,000円

(b) 増築又は改築の場合 173,000円

f 床面積の合計が10,000平方メートルを超

(b) 増築又は改築の場合 287,000円

g 床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以下のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

(a) 新築の場合 228,000円

(b) 増築又は改築の場合 353,000円

h 床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

(a) 新築の場合 243,000円

(b) 増築又は改築の場合 377,000円

イ 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合しているものに限る。）の写し^イが提出された場合

(ア) 一戸建ての住宅 23,000円

(イ) 共同住宅等 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額を申請住戸数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

a 床面積の合計が500平方メートル以下のもの
72,000円

b 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの
112,000円

c 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,500平方メートル以下のもの
207,000円

d 床面積の合計が2,500平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの
350,000円

e 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの
535,000円

f 床面積の合計が10,000平方メートルを超

		<p>え 20,000平方メートル以下のもの <u>次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</u></p> <p>(a) <u>新築の場合 199,000円</u></p> <p>(b) <u>増築又は改築の場合 300,000円</u></p> <p>g 床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以下のもの <u>次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</u></p> <p>(a) <u>新築の場合 257,000円</u></p> <p>(b) <u>増築又は改築の場合 386,000円</u></p> <p>h 床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの <u>次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</u></p> <p>(a) <u>新築の場合 300,000円</u></p> <p>(b) <u>増築又は改築の場合 451,000円</u></p> <p>イ ア以外の場合</p> <p>(ア) [略]</p> <p>(イ) 共同住宅等 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>a～h [略]</p>
<p>建築基準関係規定適合審査の申出を伴う長期優良住宅建築等計画認定申請手数料</p>	<p>長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査（同法第6条第2項の規定による申出を伴う場合に限る。）</p>	<p>前項ア(ア)又はイ(イ)に規定する額（共同住宅等にあつては、床面積の合計の区分に応じ同項ア(イ) aからhまで又はイ(イ) aからhまでに規定する額）に、次のアに定める額を加算し、次のイ又はウに掲げる場合はそれぞれ当該イ又はウに定める額を更に加算して得た額</p> <p>ア～ウ [略]</p>
<p>長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料</p>	<p>[略]</p>	

		<p>え 20,000 平方メートル以下のもの <u>969,000円</u></p> <p>g 床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以下のもの <u>1,321,000円</u></p> <p>h 床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの <u>1,597,000円</u></p> <p>ウ ア又はイ以外の場合 (ア) [略] (イ) 共同住宅等 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額を申請住戸数で除して得た額（その額に<u>100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額</u>） a～h [略]</p>
建築基準関係規定適合審査の申出を伴う長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査（同法第6条第2項の規定による申出を伴う場合に限る。）	<p>前項ア(ア)、イ(ア)又はウ(ア)に規定する額（共同住宅等にあつては、床面積の合計の区分に応じ同項ア(イ)aからhまで、イ(イ)aからhまで又はウ(イ)aからhまでに規定する額）に、次のアに定める額を加算し、次のイ又はウに掲げる場合はそれぞれ当該イ又はウに定める額を更に加算して得た額（共同住宅等にあつては、その額を申請に係る住戸を含む一の建築物の住戸のうち同時に申請された住戸の合計数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）） ア～ウ [略]</p>
長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	[略]	<p>ア 変更後の長期優良住宅建築等計画が長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類（住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が作成したものに限る。）が提出された場合 (ア) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 a 新築の場合 3,000円 b 増築又は改築の場合 5,000円 (イ) 共同住宅等 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額を申請に係る住戸を含む一の建築物の住戸のうち同時に申請された住戸の合計数（以下この項において「申請住戸数」という。）で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額） a 床面積の合計（申請に係る住戸を含む一の建築物の変更後の床面積の合計をいう。以下この項に</p>

- ア 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項に規定する確認書若しくは同条第4項の住宅性能評価書（いずれも長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合しているものに限る。）又はこれらの写しが提出された場合
- (ア) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額
- a 新築の場合 4,000円
- b 増築又は改築の場合 6,500円
- (イ) 共同住宅等 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

において同じ。)が500平方メートル以下のもの
次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

(a) 新築の場合 6,500円

(b) 増築又は改築の場合 10,500円

b 床面積の合計が500平方メートルを超え
1,000平方メートル以下のもの 次に掲げる
区分に応じ、それぞれ次に定める額

(a) 新築の場合 12,000円

(b) 増築又は改築の場合 18,500円

c 床面積の合計が1,000平方メートルを超え
2,500平方メートル以下のもの 次に掲げる
区分に応じ、それぞれ次に定める額

(a) 新築の場合 17,500円

(b) 増築又は改築の場合 27,000円

d 床面積の合計が2,500平方メートルを超え
5,000平方メートル以下のもの 次に掲げる
区分に応じ、それぞれ次に定める額

(a) 新築の場合 32,500円

(b) 増築又は改築の場合 50,500円

e 床面積の合計が5,000平方メートルを超え
10,000平方メートル以下のもの 次に掲げ
る区分に応じ、それぞれ次に定める額

(a) 新築の場合 56,000円

(b) 増築又は改築の場合 87,000円

f 床面積の合計が10,000平方メートルを超
え20,000平方メートル以下のもの 次に掲
げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

(a) 新築の場合 92,500円

(b) 増築又は改築の場合 143,500円

g 床面積の合計が20,000平方メートルを超
え30,000平方メートル以下のもの 次に掲
げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

(a) 新築の場合 114,000円

(b) 増築又は改築の場合 176,500円

h 床面積の合計が30,000平方メートルを超
えるもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に
定める額

(a) 新築の場合 121,500円

(b) 増築又は改築の場合 188,500円

イ 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項
に規定する設計住宅性能評価書(長期優良住宅の普及
の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準
に適合しているものに限る。)の写しが出された場
合

(ア) 一戸建ての住宅 11,500円

(イ) 共同住宅等 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次
に定める額を申請住戸数で除して得た額(その額に
100円未満の端数があるときは、これを切り捨て

		<p>た額)</p> <p>a 床面積の合計が500平方メートル以下のもの <u>36,000円</u></p> <p>b 床面積の合計が500平方メートルを超え 1,000平方メートル以下のもの <u>56,000円</u></p> <p>c 床面積の合計が1,000平方メートルを超え 2,500平方メートル以下のもの <u>103,500円</u></p> <p>d 床面積の合計が2,500平方メートルを超え 5,000平方メートル以下のもの <u>175,000円</u></p> <p>e 床面積の合計が5,000平方メートルを超え 10,000平方メートル以下のもの <u>267,500円</u></p> <p>f 床面積の合計が10,000平方メートルを超え 20,000平方メートル以下のもの <u>484,500円</u></p> <p>g 床面積の合計が20,000平方メートルを超え 30,000平方メートル以下のもの <u>660,500円</u></p> <p>h 床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの <u>798,500円</u></p> <p>ウ ア又はイ以外の場合</p> <p>(ア) [略]</p> <p>(イ) 共同住宅等 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額を申請住戸数で除して得た額(その額に<u>100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額</u>)</p> <p>a～h [略]</p>
建築基準関係	[略]	建築基準関係規定適合審査の申出を伴う長期優良住宅建築等計画認定申請手数料の項アに規定する額に、前項ア

		<p>a 床面積の合計（申請に係る住戸を含む一の建築物の変更後の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）が500平方メートル以下のもの次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(a) 新築の場合 8,500円</p> <p>(b) 増築又は改築の場合 12,500円</p> <p>b 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(a) 新築の場合 14,000円</p> <p>(b) 増築又は改築の場合 21,000円</p> <p>c 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,500平方メートル以下のもの次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(a) 新築の場合 26,000円</p> <p>(b) 増築又は改築の場合 39,000円</p> <p>d 床面積の合計が2,500平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(a) 新築の場合 39,000円</p> <p>(b) 増築又は改築の場合 59,000円</p> <p>e 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(a) 新築の場合 57,500円</p> <p>(b) 増築又は改築の場合 86,500円</p> <p>f 床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以下のもの次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(a) 新築の場合 99,500円</p> <p>(b) 増築又は改築の場合 150,000円</p> <p>g 床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以下のもの次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(a) 新築の場合 128,500円</p> <p>(b) 増築又は改築の場合 193,000円</p> <p>h 床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(a) 新築の場合 150,000円</p> <p>(b) 増築又は改築の場合 225,500円</p> <p>イ ア以外の場合</p> <p>(ア) [略]</p> <p>(イ) 共同住宅等 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>a～h [略]</p>
建築基準関係	[略]	建築基準関係規定適合審査の申出を伴う長期優良住宅建築等計画認定申請手数料の項アに規定する額に、前項ア

<p>規定適合審査の申出を伴う長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料</p>		<p>(ア)又はイ(ア)に規定する額（共同住宅等にあつては、床面積の合計の区分に応じ同項ア(イ) a から h まで又はイ(イ) a から h までに規定する額）を加算し、建築基準関係規定適合審査の申出を伴う長期優良住宅建築等計画認定申請手数料の項イ又はウに掲げる場合は、それぞれ当該イ又はウに定める額を更に加算して得た額</p>
<p>譲受人を決定した場合の長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料</p>	<p>長期優良住宅の普及の促進に関する法律第9条第1項及び第3項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査</p>	<p>[略]</p>
<p>長期優良住宅建築等計画の認定を受けた地位の承継の承認申請手数料</p>	<p>長期優良住宅の普及の促進に関する法律第10条の規定に基づく地位の承継の承認申請に対する審査</p>	<p>2, 200円</p>
<p>認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の容積率の特例許可申請手数料</p>	<p>長期優良住宅の普及の促進に関する法律第18条第1項の規定に基づく住宅の容積率の特例の許可の申請に対する審査</p>	<p>160, 000円</p>

<p>規定適合審査の申出を伴う長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料</p>		<p>(ア)、イ(ア)又はウ(ア)に規定する額（共同住宅等にあつては、床面積の合計の区分に応じ同項ア(イ) a から h まで、イ(イ) a から h まで又はウ(イ) a から h までに規定する額）を加算し、建築基準関係規定適合審査の申出を伴う長期優良住宅建築等計画認定申請手数料の項イ又はウに掲げる場合は、それぞれ当該イ又はウに定める額を更に加算して得た額（共同住宅等にあつては、その額を申請に係る住戸を含む一の建築物の住戸のうち同時に申請された住戸の合計数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額））</p>
<p>譲受人を決定した場合の長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料</p>	<p>長期優良住宅の普及の促進に関する法律第9条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査</p>	<p>[略]</p>
<p>長期優良住宅建築等計画の認定を受けた地位の承継の承認申請手数料</p>	<p>長期優良住宅の普及の促進に関する法律第10条の規定に基づく地位の承継の承認申請に対する審査</p>	<p>2, 200円</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年2月20日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の新座市建築基準法等関係手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後に申請を受ける事務に係る手数料について適用し、同日前に申請を受けた事務に係る手数料については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正前の新座市建築基準法等関係手数料条例別表第3長期優良住宅建築等計画認定申請手数料の項、建築基準関係規定適合審査の申出を伴う長期優良住宅建築等計画認定申請手数料の項、長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料の項及び建築基準関係規定適合審査の申出を伴う長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料の項の規定（長期優良住宅建築等計画が住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第48号）による改正前の長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第6条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類（住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が作成したものに限る。）が提出された場合の申請に係る部分に限る。）については、当分の間、なおその効力を有する。この場合において、改正前の新座市建築基準法等関係手数料条例別表第3長期優良住宅建築等計画認定申請手数料の項中「定める額を、申請に係る住戸を含む一の建築物の住戸のうち同時に申請された住戸の合計数（以下この項において「申請住戸数」という。）で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」とあるのは「定める額」と、同表建築基準関係規定適合審査の申出を伴う長期優良住宅建築等計画認定申請手数料の項中「得た額（共同住宅等にあつては、その額を申請に係る住戸を含む一の建築物の住戸のうち同時に申請された住戸の合計数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」とあるのは「得た額」と、同表長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料の項中「定める額を申請に係る住戸を含む一の建築物の住戸のうち同時に申請された住戸の合計数（以下この項において「申請住戸数」という。）で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」とあるのは「定める額」と、同表建築基準関係規定適合審査の申出を伴う長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料の項中「得た額（共同住宅等にあつては、その額を申請に係る住戸を含む一の建築物の住戸のうち同

時に申請された住戸の合計数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額））」とあるのは「得た額」とする。

令和3年11月30日提出

新座市長 並 木 傑

提 案 理 由

長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部改正に伴い、長期優良住宅建築等計画認定申請手数料等の額を改定し、認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の容積率の特例許可申請手数料を定めるとともに、所要の規定の整備を図りたいので、この案を提出するものである。